

「生き活き楽習」講師登録にあたって

○趣旨

「生き活き楽習」は、長い間の生涯学習の中で培った知識や技術を活かしたい市民と、様々な内容について学習したい市民との橋渡しをし、市民の生きがいづくりを支援する事業です。

市民等の団体が主催する集会等に講師として出向いて講座を行っていただきます。

○登録方法

講師に登録したい方は、「生き活き楽習講師登録申請書」に必要事項を記入し、生涯学習課へ提出していただきます。

○登録条件

次の条件を守っていただける方を登録します。守られない場合は、登録を取り消します。

- ・謝金、交通費等すべての講師料を無料で行う。
- ・公の秩序を乱したり、善良な風俗を阻害したりしない。
- ・特定の政治活動や宗教活動につながるような講座は行わない。
- ・営利を目的とした講座は行わない。
- ・高額な材料費等で受講者に大きな負担を要する講座は行わない。
- ・受講者のために、誠意をもって講座を行う。

○登録時期

講師の登録は、随時受け付けますが、内容の更新は、毎年度1回行います。

○開催時間

「生き活き楽習」の開催時間は、原則として午前9時から午後9時までの間で、一講座当たりの学習時間は、概ね2時間以内になります。

○会場

「生き活き楽習」の会場は、原則として市内とし、会場の確保、使用や講座についての準備は、生き活き楽習の受講者が責任をもって行います。

○手順

受講者から講師依頼の申込があった場合、生涯学習課から講師の方に、講師依頼文書を送付します。講師依頼の可否について、「生き活き楽習講師依頼回答書」に記入し、生涯学習課まで提出してください。その結果を「生き活き楽習決定通知書」により、生涯学習課から受講申込者へ通知します。

あとは当日、時間までに会場まで行っていただき、講師をつとめていただきます。当日の細かい打ち合わせについては、受講申込者と直接やりとりしていただきます。

○費用

会場使用料、材料費、保険料、その他講座に要する費用は、受講者の負担となります。

○報告書の提出

「生き生き楽習」を実施した講師は、原則として終了後、10日以内に「生き生き楽習実施報告書」を生涯学習課へ提出していただきます。

○登録の変更、取消

登録内容に変更があった場合や登録を取り消したい場合は、直ちに生涯学習課までご連絡ください。

○登録内容の公表

登録内容について、受講申込者に公表する場合があります。

※なお、回答書や報告書の提出については、FAXやメールでもかまいません。不明な点や連絡事項などがありましたら、生涯学習課までご連絡ください。

〒377-8501

渋川市石原80番地

渋川市教育委員会生涯学習課

電話 0279-22-2111 内線4955

FAX 0279-22-2132